

新規事業所登録

健康企業宣言システム「新規事業所登録」について

- ・事業所が健康企業宣言システムを初めて利用する場合は、専用のログインページより必要な情報を入力し、新規事業所登録の手続きを行います。
- ・新規事業所登録の手続きでは加入している健保組合の「保険者番号」「事業所記号」等の情報が必要です。
※手続き中「@kenpo.gr.jp」より「仮ID発行通知」メールが送信されますので、受信できるようにしてください

新規事業所登録

1. 健康企業宣言システムの新規事業所登録画面にアクセスします。

https://www.kprt.jp/HCD/fstlogin/first_login.asp

2. 新規事業所登録画面より必要な情報を入力し「仮ID発行」ボタンをクリックします。

※[保険者番号：06135388][事業所記号]を入力してください

※[保険者番号]を入力すると入力欄下部に「印刷製本包装機械」と表示されます

※当画面で入力した[発行用メールアドレス]宛に「仮ID発行通知」メールが送信されますので内容をご確認ください



東京連合会
健康保険組合連合会東京連合会

健康企業宣言
サイト

新規事業所登録

仮ログイン情報を作成するため、以下全てを入力し仮ID発行ボタンを押してください。
※事業所記号欄は被保険者証に記載されている記号を入力してください。

仮ID発行

※「仮ID」・「仮パスワード」を発行します。
「仮ID発行」ボタン押下すると、入力した発行用メールアドレスに「仮ID」・「仮パスワード」が送信されますので、受信した仮ログイン情報でログインして処理をすすめてください。
※送信された仮ログイン情報の有効期限は24時間になります。

© 健康保険組合連合会東京連合会 All rights reserved.

3. ログイン画面に遷移しますので、受信したメールにある「仮ID」「仮パスワード」を入力し「ログイン」ボタンをクリックします
- ※「仮ID」の有効期限は発行より**24時間**です。24時間以内に本ログイン処理をしてください
24時間を超えた場合は、手順1. より手続きし直してください

4. ログインすると以下TOPページが表示されます。



※IDの発行より30日申請がされない場合、IDが削除されます。
削除された場合は、本紙「1」より再度お手続きください。